

ご意見を募集します

募集する案件は、次のとおりです。

広く市民の皆様からのご意見を募集し、参考にしたいと考えますので、多くのご意見をお寄せください。

美唄市多目的宿泊施設条例（素案）

本市におけるスポーツ・文化活動の合宿、移住体験等の受入れを行い、地域間の交流を促進することにより、交流人口の創出を図るため、美唄市多目的宿泊施設条例（素案）を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

●意見募集期間

令和2年4月8日(水)～令和2年5月7日(木)

●意見提出者の範囲

市内にお住まいの方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方、市内で事業を営む方、市内で活動する団体、本市に納税義務を有する方、本案件に利害関係がある方。

●意見の提出先及び問合せ

〒072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号

美唄市総務部企画広報課企画係

電話 (62-3137) Fax. (62-1088)

電子メール (kikaku@city.bibai.lg.jp)

●意見の提出方法

所定の用紙に住所、氏名、連絡先を明記し、次のいずれかの方法で提出してください。

◎持参、郵送、ファックス、電子メール

●意見の検討結果の公表

意見の検討結果は、令和2年5月末までに公表する予定です。

●条例(素案)、意見提出用紙の配置場所

企画広報課窓口、市役所1階ロビー、市民会館、図書館、総合体育館、体育センター、保健センター、子育て支援センター、市民ふれあいサロン(コアビバイ内)に配置しているほか、市のホームページにも掲載しています。

<http://www.city.bibai.hokkaido.jp>

●パブリック・コメント手続実施責任者

企画広報課長 杉本 竜一